

区内に工場がある製造業の皆さまへ

省エネ機器への買い替えに

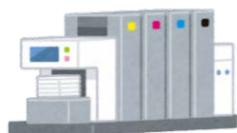
最大 **500** 万円補助
補助率 1 / 2

／ 事前相談が必須です！ ／

相談・申請期間

令和7年4月1日～11月28日 **【先着順】**

たとえば



印刷機



フライス盤 など

今年度から

申請に必要な
省エネ診断
2万円まで
費用補助

- 対象事業者
中小製造業（認可工場）

- 対象経費
生産設備などの省エネ機器への更新
※新規設置は対象外

- 補助金額
下限 100万円～上限 500万円
（購入本体価格の 1 / 2）

詳しくは裏面へ

区ホームページ



知ると分かる。すると変わる。



SDGs MODEL ADACHI

【制度概要】

1 補助要件 省エネ診断※により、生産設備の更新で10%以上のCO₂削減が見込まれること
※国等から委託された機関による診断

2 補助金額 100万円～500万円（購入本体価格の1／2）

3 申請要件

- (1) 製造業を営んでいる、起業3年以上の中小企業
- (2) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）における初回の認可を取得してから1年以上経過
- (3) 今後、5年以上足立区内で使用

* その他詳細についてはHPをご確認ください

【主な手続きの流れ】 : 一例

